

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月に婚姻したことに伴い、勤めていた事業所を退職し、夫の実家で暮らし始めた。このころ、義父の知人から国民年金への加入（申請免除制度の説明を含む。）を勧められたことを契機に、私の義父が、私の国民年金の加入手続と保険料の免除申請を併せて行った。

義父は、昭和 59 年 1 月又は同年 2 月に当該知人から「そろそろ保険料を払うことにしたらどうか。」と言われた後、同年 4 月から私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している（申請免除期間を含む。）。

また、申立人の夫は、昭和 56 年に婚姻してから満 60 歳に到達する時点まで保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の申立期間の保険料を納付していた義父（義母を含む。）は、昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達する時点までの保険料をそれぞれ完納していることなどから、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、納付意識が高い申立人の義父が、家族の国民年金保険料を納付していたと考えられるところ、申立期間について、申立人の夫の保険料は納付済みであるのに対し、申立人の保険料のみを未納とするのは不自然で

ある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福井国民年金 事案 134

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年5月までの期間、同年7月から同年8月までの期間、同年10月から9年2月までの期間、同年3月から10年3月までの期間、同年11月から11年3月までの期間、同年5月、同年12月、12年3月から同年4月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から8年5月まで  
② 平成8年7月から同年8月まで  
③ 平成8年10月から9年2月まで  
④ 平成9年3月から10年3月まで  
⑤ 平成10年11月から11年3月まで  
⑥ 平成11年5月  
⑦ 平成11年12月  
⑧ 平成12年3月から同年4月まで  
⑨ 平成12年7月から同年12月まで  
⑩ 平成13年3月

平成19年6月ごろ国民年金の記録を確認したところ、申立期間①から③までについては未納及び申立期間④から⑩までについては免除である旨の回答を受けた。しかし、私（代理人である申立人の姉）は、亡き母から申立期間①から⑩までの保険料を銀行で納付していたと聞いていたので、未納や免除期間となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間の国民年

金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、具体的な納付状況について確認することができない。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、市町村が管理する国民年金被保険者納付記録票及び社会保険庁のオンライン記録をみると、申立期間①から③までについては未納、申立期間④から⑩までについては免除と記録されており、行政機関の記録管理に不自然さは見られない。

さらに、申立人の申立期間は 10 回（うち未納期間が 3 回及び免除期間が 7 回）に及び、これだけの回数の事務処理を行政機関が続けて誤ることも考え難い。

加えて、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 48 年 4 月 30 日まで  
平成 19 年 12 月ごろに社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、申立期間についてA事業所で働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

また、一緒に働いていた父親には申立期間のころA事業所において厚生年金保険の加入記録があるので、私も申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A事業所における作業従事内容等を詳細に記憶していることから、申立人が当該事業所関連の工事に従事していたものと考えられる。

しかし、A事業所（昭和 48 年 5 月 8 日付けで株式会社Bへ事業所名変更）は、昭和 51 年 4 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立人が申立期間当時の同僚として挙げた同僚3名のうち、同僚1名の家族から「申立期間当時、私の父親は、A事業所の下請事業者であったC事業所（現在は、株式会社D）に勤めていた。」旨の供述が得られた。

さらに、前述のC事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所では無く、昭和 48 年 5 月 1 日付けで株式会社Dに法人組織化したことに伴い

厚生年金保険の適用事業所となったことが確認されるどころ、申立人についても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格取得の加入手続が行われたものと考えられる。

加えて、申立人が挙げた同僚3名について、社会保険事務所が管理する健康保険記号番号順索引簿を縦覧したが当該同僚3名の記録は確認できない。また、申立期間について社会保険事務所が保管する健康保険記号番号順索引簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。